

「→（事務局）」とあるものは、
委員の御意見等に対する事務局の回答

第3回伊奈町まちづくり基本条例検討委員会御意見まとめ

条例全般に関する意見

・国では、立法・行政・司法の真ん中に国民がいて、国民のためにそれぞれ役割分担しながら三権分立を進めている。この条例では、町民を真ん中に据えて、町と議会が町民の幸せのために役割を果たすのかと思っていたが、三角形の頂点にそれぞれ町民・町・議会がいて、三者でまちを作っていくという認識でよいか。また、町民の参画はどういったものをイメージしているか。

→（事務局）委員認識の三角の関係であっている。町民の関わりとしては、企画課の例にはなるが、本条例でも設置したように、懇話会で御意見を頂く機会であったり、次期総合振興計画策定に当たって、これまでより多くの町民の意見を反映させるためにワークショップの開催回数を増やす等。この条例を基に、各課でも町民参画の機会を増やしてもらいたいと考えている。

・なぜ、スタイルとして「理念条例」を選択したのか。

→（事務局）今後の少子高齢化や将来的な人口減少などの様々な課題に直面していく中で、これからの伊奈町のまちづくりにおいては、従来の行政主導ではなく、町民が主体的にまちづくりに関与する町民参加型のまちづくりが重要となる。その実現のためには、まちづくりの主体となる町民、町、議会が共通の認識の下で協力し合うことが重要と考えている。その実現のためには、まちづくりの主体である町民、町及び議会の三者が、共通の認識の下で、それぞれの役割分担に基づき、協力しあっていくことが求められる。本条例では、この役割分担を含む、まちづくりを推進するための基本的な事項として、まちづくりの基本理念や、まちづくりの基本原則等を規定し、三者の協働によるまちづくりを推進していくことを目指して、理念条例として制定するものである。まちづくりにおける具体的手続きや、判断基準のように厳密さを要するものは、各所管に基づく専門的知見を踏まえた検討が必要であることから、個別の条例等に委ねた方が合理的と考えている。今回、この条例案では、理念条例という形にはなるが、三者が協力してまちづくりを進めていくという姿勢を明文化し、対外的に宣言していくことで、結果として町民に開かれた温かいまちづくりの実現に繋がるものと考ええる。

・議会側の意見と乖離が大きい。地公法等に根拠があるのであれば、感覚的に出

された意見に対しては根拠を示して説明いただきたい。

・議員の意見反映が少ないと思うが、三者の協働は必要なことなので、上手く理解してもらうよう議員へ説明が必要。

条例素案の条文に関する意見

・町の条例で前文を入れているものはあまりない。前文を入れる事例として、法律では議員立法の場合が多いイメージがある。あえて前文を入れる理由は。

→（事務局）条例制定の背景や制定に向けた決意を表すため、前文を設ける。町の歴史や地理的状況、特色やこれまでのまちの過程などについて言及した上で、目指すべきまちの姿と、それに向けて取り組んでいくまちづくりの決意を、宣言として記述する。前文には、裁判規範性がない、つまり、「前文の定めを根拠に裁判所に救済を求めることはできない」というのが通説的な考えではあるが、条例制定の由来・目的を明らかにして、条例が目指している理想を分かりやすく宣言できること、町の思いを比較的自由な表現で述べることができる点が、三者が決意表明する場所としてふさわしいことが理由となる。参考までに、他市や近隣の制定状況を確認すると、前文を設けているのが一般的である。

・第3条第2号の「町」を定義では、町長と職員を含んでいるとしている。第10条では町長の責務を、第11条では職員の責務を規定している。また、職員は長の補助機関であり、あえて規定する思いは何か。

→（事務局）町長と職員は、3条の定義においては、「町」として一括りにしているところであるが、町長が、町民から直接選挙によって選ばれた町の代表という地位にあり、町の事務を管理・執行するとともに、職員を指揮監督する立場にあることから、職員とは別に責務を改めて明らかにするために設けたものである。また、職員の責務を規定することについては、既存の地公法においても職員の服務といった規定が設けられているところであるが、本条例が目指すところの、三者の協働によるまちづくりを実現するため、その重要な担い手である職員の持つべき心構えとして、あえて明文化するものである。

・町民の定義で、団体とはどんなものをイメージしているか。入れる必要があるのか。

→（事務局）町民の定義については、町内に住所を有する者だけに限定はしていない。まちづくりは、町内で働いたり活動している方によっても進めていくもの。例えばバラマスターズは町外在住者でも登録され、活躍いただいている。

・町民の定義について、例えば、都内に住んでいて、町に土地があり固定資産税を払っているような町外在住の納税者の考えはどうなるか。

→（事務局）納税者も関わりのある人には違いない。町民の定義については、色々な想定があり明確な表現にするのが難しい。他市の書きぶりや懇話会の意見を踏まえて、事務局にとっての狙いをしっかり持って、表現をブラッシュアップしたい。

・第１１条について提案にはなるが、地公法第３２条に職務専念の規定があるが、職員は法令や上司の職務上の命令に従わなければならないとされている。そこを引用して、二重に言っていることにはなるが、あえて、上司の職務上の命令にという文言を入れた方が説明しやすいのでは。一方で、その文言を追加すると堅苦しくなる面もある。

・第１４条に情報公開の規定がある。これも情報公開条例に規定されていることをあえて入れている。まちづくりをするためには情報公開もしっかりしないといけないという宣言、思いだと思われる。事務方の考える、まちづくりを進める上ではこういったことをやれば上手くいく、という項目をピックアップしたものが各条文になっていると思うので、そういう説明をしていただき理解が得られれば。